

中吉野広域消防組合人事行政の運営等の状況の報告（平成22年度分）

条例第3条第1項第1号（職員の任免及び職員数に関する状況）

	H21.4.1現在	H22.4.1現在	H23.4.1現在
消防本部	9	12	10
大淀消防署（消防本部を兼務）	29	27	28
下市消防署	15	15	15
黒滝出張所	8	8	8
天川出張所	11	11	10
合 計	72	73	71

増減の事由及び内訳

増減員については、平成23年3月31日定年退職1名。休職者1名。

条例第3条第1項第2号（職員の給与の状況）

	22年度決算額（千円）	備 考	
給料額（一般職の職員）	264,965	平均月額 306,672円	
扶養手当	15,305	配偶者 13,000円など	国の制度と同じ
住居手当	2,039	最高限度 27,000円	国の制度と同じ
通勤手当	6,235	最高支給額 30,700円	国の制度と同じ
特殊勤務手当	7,430	出勤手当 300円等	6種類
時間外勤務手当	12,505	正規の勤務時間以外の勤務に対し、100分の125など	
管理職手当	7,646	消防長・次長14.25%、課長級12.825%・課長補佐級10.185%	
期末手当	61,631	年間2.6ヶ月分	国の制度と同じ
勤勉手当	31,986	年間1.35ヶ月分	国の制度と同じ
こども手当	10,049		国の制度と同じ
夜間勤務手当	1,231	22：00～05：00の業務に対し100分の25	
休日勤務手当	20,064	祝日等の勤務に対し、100分の135	
合 計	441,086		
一人当たりの給与費（合計/職員数）	6,126		

職員手当に退職手当は含んでいません。

条例第3条第1項第3号（職員の勤務時間その他勤務条件の状況）

1週間に38時間45分の勤務時間

当直勤務は8：30～翌日8：30の24時間の拘束時間のうち、休憩時間等を除いた15時間30分を勤務時間と計算する。

条例第3条第1項第4号（職員の分限及び懲戒処分の状況）

分限処分（休職）1名

条例第3条第1項第5号（その他必要と認める事項）

特になし